

○静岡県薬事審議会条例

昭和36年7月14日
条例第44号

静岡県薬事審議会条例をここに公布する。

静岡県薬事審議会条例

(設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条の規定に基づき、静岡県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(一部改正〔平成16年条例62号・26年78号〕)

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 薬事衛生の指導及び普及に関すること。
- (2) 医薬品の取扱いの適正に関すること。
- (3) その他薬事の振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 薬事関係業者を代表する者
- (3) 一般消費者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(一部改正〔昭和38年条例48号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に3人以内の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命又は委嘱する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を若干人置き、県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(一部改正〔平成3年条例1号・9年1号・19年1号・22年4号〕)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年10月11日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月19日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第62号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月28日条例第78号抄)

1 この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日(平成26年11月25日)から施行する。

○静岡県薬物の濫用の防止に関する条例

平成26年12月25日

条例第90号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県内において、薬物が濫用され、薬物による被害が深刻化している状況を踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、薬物の濫用から青少年をはじめとする県民の健康及び安全を守るとともに、県民が平穏に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法(昭和29年法律第71号)第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の6の2第1項の規定による禁止に係る物品
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、人の身体に使用された場合に興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの(酒類及びたばこを除く。以下「危険薬物」という。)

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たっては、国、他の地方公共団体及

び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

- 2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 県民は、危険薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、販売若しくは授与の目的での広告、購入、譲受け又は使用(以下「危険薬物の製造等」という。)が行われていることを知ったときは、速やかに、その旨を県その他関係機関に通報するよう努めなければならない。

(建物等を他人に使用させる者の責務)

第5条 県内に所在する建物等を賃貸借又は使用貸借により他人に使用させようとする者は、当該使用に係る契約を締結する際は、当該建物等において危険薬物の製造等が行われていることを知ったときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

(運輸業を営む者の責務)

第6条 運輸業を営む者は、運送する物が危険薬物であることを知ったときは、当該物の運送を依頼した者との契約を解除し、又は依頼しようとする者との契約を締結しないよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第7条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 知事及び静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第8条 県は、薬物の濫用から県民の健康及び安全を守るために、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び学習の推進)

第9条 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(知事監視店の指定)

第10条 知事は、正当な理由なく次に掲げる物の販売若しくは授与の業務を行い、又はこれを行おそれのある事業所、店舗その他これらに類する施設を知事監視店として指定することができる。

- (1) 危険薬物(第14条第1項の知事指定薬物を除く。以下同じ。)であつて、現に人の身体に使用され、保健衛生上の危害が生じたもの
- (2) 第2条第1号から第6号までに掲げる薬物又は第14条第1項の知事指定薬物

2 前項の規定による指定は、告示することにより行うものとする。

(知事監視店の指定の解除)

第11条 知事は、前条第1項の規定により指定した知事監視店について、業務の廃止その他の事情により当該指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除することができる。

(知事監視店の義務)

第12条 知事監視店において、危険薬物の販売又は授与の業務を行う者(以下「知事監視販売業者等」という。)は、次に掲げる行為をしたときは、その都度、規則に定める事項を書面に記載し、記載の日から3年間保存しなければならない。

- (1) 危険薬物の販売又は授与
 - (2) 危険薬物の購入又は譲受け
- 2 知事監視販売業者等は、販売し、又は授与する危険薬物の直接の容器又は直接の被包に当該知事監視販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号その他連絡先を記載しなければならない。
- 3 知事監視販売業者等は、危険薬物を販売し、又は授与する場合には、当該危険薬物の販売又は授与の相手方に対して、当該危険薬物を摂取、吸入その他の方法により身体に使用しないよう求めなければならない。

(営業禁止区域)

第13条 危険薬物の製造、販売又は授与の業務を行う店舗、事業所その他これらに類する施設は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)その他の特にその周辺における青少年をはじめとする県民の安全を守る上で必要があると認められる施設として規則で定めるものの敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(知事指定薬物の指定)

第14条 知事は、危険薬物のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあ

あると認めるものを、科学的知見に基づき、知事指定薬物として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、告示することにより行うものとする。

(知事指定薬物の指定の失効)

- 第15条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失ったときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第23条から第27条までの規定は、第1項の規定による知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

(販売等の禁止)

- 第16条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、国の機関における学術研究又は試験検査の用途に供するために知事指定薬物を製造し、又は栽培する場合その他の正当な理由により行う場合として規則で定める場合は、この限りでない。
- (1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。
- (3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- (4) 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること(販売又は授与の目的で所持する場合を除く。)。
- (5) 多数の人が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、その場所を提供し、又はあっせんすること。

(立入調査等)

- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事監視店、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他前条各号の行為に關係ある場所に立ち入って、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を取去させることができる。
- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、静岡県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める警察職員をして、知事監視店、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他前条各号の行為に關係ある場所に立ち入って、調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査を行う場合は、第1項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これ

を提示しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告等)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 第12条第1項の規定に違反して規則に定める事項を書面に記載せず、又は書面を保存しなかった者
 - (2) 第12条第2項の規定に違反して必要な事項を記載せず危険薬物を販売し、又は授与した者
 - (3) 第12条第3項の規定に違反して身体に使用しないよう求めなかった者
 - (4) 第16条第1号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者
 - (5) 第16条第2号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者
 - (6) 第16条第3号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者
 - (7) 第16条第4号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者
(販売又は授与の目的で所持した者を除く。)
 - (8) 第16条第5号の規定に違反して場所を提供し、又はあっせんした者
- 2 前項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。
- 3 第1項の警告は、規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。
- 4 知事は、第1項及び第2項の警告を発したときは、その旨及び当該警告の内容を公表することができる。
- 5 公安委員会は、警察職員が第16条第5号の行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

(販売中止等の命令)

第19条 知事は、前条第1項第1号から第3号までの規定による警告に従わない者に対し、危険薬物の販売及び授与の中止を命ずることができる。

- 2 知事は、前条第1項第4号から第7号までの規定による警告に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、販売若しくは授与の目的での広告、購入、譲受け若しくは使用の中止(以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。)を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- (1) 薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場合で、前条第1項の規定による警告を発するいとまがないとき。
- (2) 前条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当する者が、過去に同項第4号から第7号までのいずれかの規定による警告を受けたことがあるとき。
- 4 知事は、前各項の命令を行ったときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

(緊急時の勧告)

第20条 知事は、危険薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該危険薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(公安委員会の要請)

第21条 公安委員会は、危険薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるとときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を執るべきことを要請することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第19条の規定による命令(第18条第1項第4号又は第5号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1号又は第2号の規定に違反した者

- (2) 第19条の規定による命令(第18条第1項第6号又は第7号に係るものに限る。)に違反した者

第25条 第16条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項若しくは第2項の規定による立入調査若しくは同条第1項に規定する収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第19条の規定による命令(第18条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)に違反した者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第23条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第1条から第9条までの規定は、公布の日から施行する。